

# 令和3年4月診療分から 退職互助部療養費給付の算定方法が変わります。

## <新たな算定方法のポイント>

- 1 国の医療保険制度に合わせた算定方法とするため、69歳以下と70歳以上の算定方法を区別します。
- 2 通院の診療費と院外処方薬代を合算します。
- 3 算定式における、控除額、乗率及び1か月の給付限度額を変更します。
- 4 添付書類の簡略化を図ります。



## <算定方法>

### 69歳以下

- 診療科ごとではなくなります。
- 通院と院外処方薬代を合算します。
- 同じ医療機関の入院と通院は分けず。

- ・同月の医療費を医療機関ごとに分ける。
- ・入院・通院(院外処方薬代含む)ごとに分ける。 ※公的助成金を除く。



病院ごとの医療費 (通院・院外処方薬代)	-	5,000 円	}	× 0.6 =	給付金 (100 円未満切捨) <b>給付限度額</b> <b>2 万円 (1 か月)</b>
病院ごとの医療費 (入院)	-	5,000 円			

### 70歳以上

- ・同じ月の医療費を全て合算する ※公的助成金を除く。

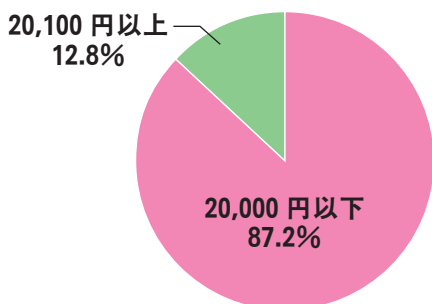
同じ月の全ての医療費 ※国の医療保険制度の自己負担限度額までとする。	-	5,000 円	×	0.6 =	給付金 (100 円未満切捨) <b>給付限度額</b> <b>2 万円 (1 か月)</b>
---------------------------------------	---	---------	---	-------	---

## <注意点>

- 対象…健康保険適用の医療費
- 高額療養費・公的助成金(重度心身障害者医療費助成、精神医療費助成等)・付加金等を除いて算定します。
- 給付請求の期限は、受診月から1年間です。
- 療養費請求書の提出先…所属支部(郵送又は持参)
- 請求方式です。



## 令和元年度給付状況(1件当たり)



療養費給付は1か月当たり2万円以下の給付件数が約9割を占めています。退職互助部の療養費給付は、日々の通院や院外処方薬代等の請求が多いです。

## 組合員の皆様からいただいた声をご紹介します

令和3年4月から、療養費給付の算定方法が変わるのですね。あちこちの医者に通う身としては、ありがたいことです。このような助け合いがあってこそ、互助組合です。



療養費の算定方法が変わるようですが、公平に給付するためには仕方のないことだと思います。添付書類の簡略化を図ってくれるようですので、期待しています。

## 退職互助部の療養費給付

- ポイント ① 健康保険適用の医療費であれば、給付対象です。
- ポイント ② 日数の限度もなく、疾病の種類も問いません。
- ポイント ③ 民間の医療保険とは異なり、日々の通院や院外処方薬の薬代も給付対象です(入院も対象)。

### 雪江さん(61歳)のある1か月の場合



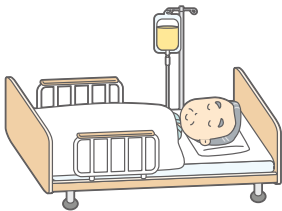
A病院(内科)に通院  
3,300円



B薬局(A病院の院外処方)  
3,400円

$$(3,300円 + 3,400円 - 5,000円) \times 0.6 \\ \Rightarrow \text{給付額 } 1,000円$$

### 太郎さん(62歳)のある1か月の場合



A病院に入院  
57,600円

$$(57,600 - 5,000円) \times 0.6 \Rightarrow \text{給付額 } 2万円$$

(1か月の給付限度額が2万円のため)

太郎さんが3か月間入院し、毎月57,600円かかった場合、2万円×3か月で6万円給付されます。

### 一郎さん(71歳・2割負担・自己負担限度額(通院)18,000円)のある1か月の場合

A病院  
に通院  
3,000円

B病院  
に通院  
7,000円

C薬局  
(B病院の院外処方)  
10,000円

$$(18,000円 - 5,000円) \times 0.6 \\ \Rightarrow \text{給付額 } 7,800円$$

20,000円

国の高額療養費制度により月の自己負担限度額(通院)が18,000円のため、18,000円を基に算定します。  
(18,000円を超えた額をご加入の健康保険から支給されます。)

### 花子さん(75歳・3割負担・自己負担限度額80,100円+α)のある1か月の場合

A病院  
に通院  
6,000円

B病院  
に通院  
10,000円

C薬局  
(B病院の院外処方)  
40,000円

$$(56,000円 - 5,000円) \times 0.6 \\ \Rightarrow \text{給付額 } 2万円$$

56,000円

(1か月の給付限度額が2万円のため)



Q 加入したときの算定方法を維持するべきではないでしょうか。

A 当組合は、組合員の皆様の掛金や会費で運営しております。

事業を未来永劫維持していくためには、組織の運営に影響を及ぼすような国の制度改正があれば、当組合の給付事業も変更せざるを得ません。基本的に5か年計画の都度、事業の見直しを検討していきますが、国の動向を注視しながら柔軟に対応することも必要であると考えます。事業内容について、組合員の皆様のご理解をいただくことが重要であると考えておりますので、互助新聞等でご案内してまいります。

令和3年4月診療分からの算定方法の変更に伴い、「療養費請求書」の様式の変更を予定しています。  
新様式の請求書は、令和3年1月に配布予定です。

(令和2年7月現在)